

roufuku

一般社団法人
高知県労働者福祉協議会 機関紙
■高知県本町4丁目1-32
こうち勤労センター内
TEL (088) 824-3583
FAX (088) 875-4887
E-mail kochirf@shirt.ocn.jp
HP <http://www.roufuku.com>
■発行責任者 折田 晃一

165号

2019年
秋号

高岡地区労福協総会開催

第19回高岡地区労働者福祉協議会定期総会が、37人の会員の皆さんの参加により、7月25日(木)に須崎市立市民文化会館で行われました。



市川会長のあいさつの後、2018年度活動報告及び決算報告、2019年度活動方針(案)及び予算(案)が事務局から提案されました。予算に関する質問が出され、執行部の答弁を受け、満場一致で承認されました。

厳しい社会情勢であることに変わりはなく、「一人は万人のために、万人は一人のために」の基本理念のもとで、それぞれの立場で労福協運動を推進する意思統一を図りました。また、役員改選に伴い、新たに武森事務局長を選出し、安心して暮らせる社会を目指し、2019年度のスタートを切りました。

2019年度高知県労福協研修会

予告

- 日時 2020年1月18日(土)午後1時より
- 場所 高知会館 白鳳の間
- 講師 NPO法人抱撲 奥田知志 理事長
- 内容 「調整中」

参加料
無料

乞うご期待!!

講師プロフィール

奥田知志(おくだともし) NPO法人抱撲理事長、東八幡キリスト教会牧師

1963年生まれ。関西学院神学部修士課程、西南学院大学神学部専攻科をそれぞれ卒業

九州大学大学院博士課程後期単位取得。1990年、東八幡キリスト教会牧師として赴任、同時に、学生時代から始めた「ホームレス支援」を、ボランティアとしてだけでなく、教会の課題として継続し、北九州市において、3400人(2019年2月現在)以上のホームレスの人々を自立に導いたNPO法人抱撲(旧北九州ホームレス支援機構)の理事長としての重責も担う。

その他、社会福祉法人グリーンコープ副理事長、共生地域創造財団理事長、国の審議会等の役職も歴任、第19回糸賀一雄記念賞受賞など多数の表彰を受ける。NHKのドキュメンタリー番組「プロフェッショナル仕事の流儀」にも2度取り上げられ、著作も多数と広範囲に活動を広げている。

著書:「もう一人にさせない」(いのちのことば社)、「助けてと言える国へ」(茂木健一郎氏共著・集英社新書)、「生活困窮者への伴走型支援」(明石書店)等

事業団体・地方労福協合同会議を開催

中央労福協は7月2日～3日にホテルベルクラシック東京にて、事業団体・地方労福協合同会議を開催した。



1日目の講演では、日本協同組合連携機構(JCA)・青竹豊常務理事より「持続可能な地域づくりにおける協同組合の役割」と題した講演、JCA 協同組合連携部・横溝大介主任研究員より各県での協同組合間連携の実例報告があった。

中央労福協より本年6月にJCA2号会員として加入したとの報告があり、今後は地域での労福協や事業団体が協同組合間連携に参画することが期待される。



2日目には、日本民間公益活動連携機構(JANPIA)・大川昌晴総務部長より「誰ひとり取り残さない持続可能な社会作りへ～休眠預金等活用の展望～」と題した講演があった。JANPIAは、内閣府より指定活用団体として2019年1付月に指定され、現在助成事業の開始に向けた準備を進めている。

続いて中央労福協より「2019全国福祉強化キャンペーン取組方針(素案)」及び「2030年ビジョン(素案)」について提起があり、意見交換を行った。2019全国福祉強化キャンペーンは3つ

の全国共通テーマ(労働者自主福祉運動の充実、奨学金制度改善、生活・就労支援)と3つの全国統一行動(労働者自主福祉運動の周知・点検、奨学金相談会、自治体要請)が柱で、意見交換が行われた。

フードバンク活動に関する情報交換会を開催

事業団体・地方労福協合同会議終了後、フードバンク活動に関する情報交換



会を開催し、加盟団体の取り組みの共有化を図った。参加団体は、連合・フード連合・日本生協連・労金協会・こくみん共済coop〈全労済〉・28府県の地方労福協など47名が参加した。

2009年度より中央労福協は、フードバンク活動に関するフォーラムや研究会を開催し、啓発や政策要求を行ってきたが、情報交換会としては初めての開催であった。

交換会案内時の調査では、12労福協がフードバンクの運営に参加、7労福協が食料提供等の支援を行うなど、道府県に取り組みが広がっていることが報告された。また、その他の労福協でも、検討中(4労福協)、今後検討したい(12労福協)など、関心も高い。

交換会では、フードバンク等への寄贈食品への優遇税制(全額損金算入)や、食品ロス削減推進法の成立、生活保護利用者への食品提供の場合の収入認定の取扱いなどについて情報共有後、各団体の取り組みについて報告・交流を行った。



西部労福協「第6期労働者福祉運動の 理念・歴史リーダー養成講座」を受講して

太陽労働組合 藤岡 慎

この度、西部労福協が主催する、「第6期労働者福祉運動の理念・歴史・リーダー養成講座」を受講いたしましたので、研修の中で、私の今後の労働者福祉運動に生かしていきたいと思っ
た点をご報告いたします。



講義

1

「底上げ・底支え」「格差是正」の
実現に向けて

～今、労働組合は何をすべきなのか～

講演者：岡山県労福協会長 金澤 稔 様



講義1では、岡山県労福協会長金澤様より、労働者福祉のこれまでの歴史を振り返りつつ、これからの労働者福祉運動に必要な考え方を学ぶことが出来ました。特に私が考えさせられた

点が、現在の世の中の風潮が「自己責任論」や「成果主義」に大きく傾いており、自分の事は自分でやる。誰の手も借りたくないし、人を貶めても自分がよければそれでいい。他の人に無関心。といった流れが社会全体として広まっており、それが、労働組合組織率の低下、教育格差や、就労格差（非正規の増大）にも大きく影響を及ぼしていることです。そして、問題に対して、目先の対処だけで根本原因に立ち向かわず一向に問題が解決していかない社会となっている（HOW文化）ことについても確認できました。

この講義を通して、私たち労働組合は、社会問題の根本原因を見つめなおし、「なぜこうなったのか」という視点で取り組む（WHY文化）必要があるということをおぼたので、労働運動の中で直面する様々な問題に対しても、まず根本原因を考え、対処ではなく、解決策を見出せるような活動を展開していきたいと思いました。

講義

2

「中央労福協70年の歩みと
次の10年に向けて」

講演者：中央労福協副会長 黒河 悟 様



講義2では、中央労福協副会長の黒河様より、労福協の歴史と、これからの労働者福祉運動の

あり方についてご講義を頂きました。労福協の活動について、これまで私は学びが浅く、今回の研修により「労働者による労働者のための福祉運動」の重要性を学ぶことが出来ました。労福協のこれまでの活動の中で、貸金業法や割賦販売法の改正など、多重債務、過重債務を生み出さない社会作りをしてきたこと、労働組合に属していない労働者（未組織労働者）など、より幅広く国民的福祉へ運動領域を広げ全ての働く人たちに寄り添う運動を展開してきたことを知り、これからも「すべての働く人の幸せと豊かさを目指して連帯・協同で安心・共生の福祉社会をつくる」の理念のもと運動を推進していくことについても学びました。

講義の中で、労働組合の必要性を広く知らせていく必要があり、そのために組合は、企業に対して適正なチェック機能を果たしていく必要があると教えていただきました。日々発生する職場の問題に、組合としてより主体的に関わっていくこと、労働者目線を忘れず、働く仲間へ寄り添い解決策を示していくことについて、これからも努力を傾け続けるよう促される講義となりました。

講義

3

「労働者自主福祉運動の意義と課題」

講演者：連合島根副事務局長 景山 誠 様



講義3では、労働者福祉運動にかかわる者として必要な考え方や、意義について学び、その

後グループワークによって、なぜ組合、ろうきん、こくみん共済離れが進んでいるのかを皆で考えるとともに、これから自分自身が何をすべきなのか、個々人の使命を確認することが出来ました。特にお互いの使命を伝え合うセッションでは、労働者福祉運動を推進する仲間の決意について聞くことが出来、身が引きしまる思いでした。

～今回の研修会を振り返って～



今回の受講により、日頃から、組合執行部として働く仲間のための活動を行っているものの、職場の問題や、春闘対策にばかり取り組むあまり、視野が狭くなっていることに気づかされました。私が目指すべきは、「働く仲間がより自由に、幸せと豊かさをもちつつ生活できること」であり、職場単一の問題のみならず、福祉運動の推進や事業団体との連携により、更に包摂的に取り組みを展開していくことが必要であると考えさせられました。これからも、「労働者による労働者のための福祉運動」の重要性を意識しつつ、日々活動していきたいと思えます。



2019年8月1日

お客様各位

四国労働金庫

〈 須崎支店 および 安芸支店 〉 営業時間変更のお知らせ

日頃より四国ろうきんをご利用いただきありがとうございます。
 2019年10月1日(火)より、須崎支店および安芸支店の営業時間を下記の通り一部変更させていただくことになりました。

ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

事業所名称	須崎支店	安芸支店
事業所の所在地	高知県須崎市桐間東 29	高知県安芸市矢の丸 4-1-19
変更予定日	2019年10月1日(火)	
営業時間の変更 (平日)	<div style="text-align: center;"> <p>変更前 → 9時00分～15時00分</p> <p>↓</p> <p>変更後 → 9時00分～11時30分 12時30分～15時00分</p> <p><small>※平日11:30～12:30は窓口業務を休止いたします</small></p> <p>ATMコーナーは引き続きご利用いただけます。</p> </div>	

ご不明な点がございましたら、最寄りの営業店までお問い合わせください
 ますようお願い申し上げます。

以上

200-2019-015

奨学金借換ローン

四国ろうきんは奨学金返済を抱える勤労者の方に対するサポートを行っています！



会員の方
固定金利
保証料込 年

1.0%

一般勤労者の方
固定金利
保証料込 年

1.2%

利用限度額 最高1,000万円
融資期間 最長15年

※四国ろうきんに出資いただいたり、労働組合等の団体に所属されている方
◎生協組合員の方については、「一般勤労者」の方の金利となります。

ろうきんイメージモデル：高梨 麗

奨学金の返済見直し3カ条!!

その1
返済額の見直し!
返済期間を見直そう。毎月の返済額が軽減するかも…。ボーナス併用返済もOK!

その2
金利の見直し!
現在返済中の金利を確認してみよう。金利が高い場合は、四国ろうきんへ相談。

その3
親族からの借換!
本人だけでなく、2親等以内の親族の奨学金の借換も可能。ご親族の方の返済負担も軽減できます。



四国ろうきんへ今すぐアクセス!
検索
四国ろうきん

●シミュレーションできます
●事前申し込み24時間365EOK

ご利用いただける方

当金庫の指定する保証機関の保証を受けられる方

お使いみち

ご本人または2親等以内のご親族名義の奨学金の借換資金
※対象となる奨学金の種類は日本学生支援機構、自治体、学校法人、財団法人等の貸与奨学金となります。
※金融機関の種類は不問です。
※資金使途は奨学金借換に限りません。
※消費者金融等のいわゆる「学生ローン」は対象外となります。

ご利用限度額

最高1,000万円

融資期間

最長15年

返済方法 (元利均等)

毎月返済、毎月・ボーナス併用返済

保証人

原則不要

保証機関

一般社団法人日本労働者信用基金協会
※保証料はくろうきんが負担します。

※ご利用にあたっては、当金庫所定の審査条件がございます。審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。
※金融情報等により金利の見直しを実施することがあり、その場合は本チラシ記載の金利でお借り入れできませんことがあります。
※窓口にご来館をおすすめしております。

「ろうきん」と「銀行」 どこが違うの?

「ろうきん」は、はたらく仲間がつくつくり、福祉金融です。
「ろうきん」は、はたらく仲間がつくつくり、福祉金融です。
「ろうきん」は、はたらく仲間がつくつくり、福祉金融です。

「ろうきん」は、返済を目的としない金融機関です。
「ろうきん」は、返済を目的としない金融機関です。

「ろうきん」は、生活本位に考える金融機関です。
「ろうきん」は、生活本位に考える金融機関です。

香川地区営業店一覧

- 本店 087-811-8181
- 内海支店 0879-82-0813
- 香川支店 0875-25-2777
- 高松支店 0877-24-4811
- 那珂島支店 0877-21-2311
- 志度支店 087-894-7500
- 高松ロンセター 087-811-4141

徳島地区営業店一覧

- 徳島支店 088-623-1111
- 池田支店 0883-72-0399
- 徳島北支店 088-698-1111
- 高松ロンセター 088-698-1112
- 阿南支店 088-622-2132
- 鳴門支店 0883-24-3113
- 高松ロンセター 088-634-1000

愛媛地区営業店一覧

- 愛媛支店 089-948-1121
- 高松ロンセター 089-948-1140
- 松山支店 089-943-1141
- 新居支店 0897-33-9567
- 高松ロンセター 0897-33-3560
- 宇和支店 0896-24-3939
- 宇和支店 0894-22-1292
- 宇和支店 0895-22-0565
- 西条支店 0897-56-2864

高知地区営業店一覧

- 高知支店 088-823-4311
- 高松ロンセター 088-825-2311
- 中村支店 0880-34-3210
- 高知支店 0889-42-4133
- 安芸支店 0887-34-0131
- 高松ロンセター 088-863-1411
- 高知支店 088-865-2222

「ローン相談」のご来店予約がホームページで可能です!

※ご利用の店舗は、ホームページの店舗検索機能で検索してください。
※「ローン相談」は、日本労働者信用基金協会(AI1000→RMS001)の店舗検索機能をご利用いただけます。
店舗検索機能は、ホームページでもご利用いただけます。
<http://www.shikoku-rokin.or.jp>



四国ろうきん 検索



LINE@
QRコードを読み取って
友達追加してください。

2019年6月、 全労済から「こくみん共済 coop」へ

誰もが安心して、
ムリなく続けられる保障を。

“もっと多くの人が安心できる共済にしてほしい”組合員の皆さまの声によって、
こくみん共済は、さらにたくさんの安心が生まれた保障へ生まれ変わりました。

新しく
なった

こくみん共済

個人定期生命共済・こども定期生命共済・高齢定期生命共済・傷害共済・個人賠償責任共済・終身生命共済・個人長期生命共済



こくみん共済 coop 公式キャラクター ビットくん(左)とビットくんファミリー

子育て応援!
お子さまのための総合保障

こども 保障タイプ

月々の掛金 **1,200円**

▶ 加入できる方 0歳～満17歳の健康な方

- 入院保障は最高365日分、日額1万円!
- 子育て・教育のエキスパートがサポートするサービス「こども相談室」をご提供!

入院・手術・先進医療など
医療に手厚い保障

医療 保障タイプ ^{2口}

月々の掛金 **2,300円**

▶ 加入できる方 満18歳～満64歳の健康な方

- 先進医療の保障は最高1,000万円!
 - 入院保障は1日目から日額1万円保障!
- *医療保障タイプ [2口] の場合

入院・障がい・死亡まで
幅広くカバーする総合保障

総合 保障タイプ ^{2口}

月々の掛金 **1,800円**

▶ 加入できる方 満18歳～満64歳の健康な方

- 死亡保障は最高1,200万円!
 - 入院は1日目から、日額は最高5千円!
- *総合保障タイプ [2口] の場合

そのほかにも、備えたいリスクに合わせて、ラインアップから充実の保障を選べます。詳しくはリーフレットをご覧ください。

会議終了報告

こくみん共済 coop 〈全労済〉 第2回高知推進本部組合員代表者会議
第65回高知労済通常総代会

2019年7月30日(火)に、高知市三翠園において、「こくみん共済 coop 〈全労済〉 第2回高知推進本部組合員代表者会議」「第65回高知労済通常総代会」を開催しました。

総代の方々にご出席を賜り、すべての議案が承認・決定されたことをご報告いたします。こくみん共済 coop 〈全労済〉高知推進本部は、本会にて承認いただいた2019年度の事業計画に沿って活動してまいります。



山崎本部長挨拶



会議の様子



退任役員挨拶

ごじゃんと! 安心! お城のまえの こくみん共済 coop

たすけあいの輪をむすぶ
こくみん共済
coop
全国労働者共済生活協同組合連合会

追い抜かれてない?
あなたの時給

クラシノ
ソコアゲ
応援団!

RENGOキャンペーン
一人ひとりが主役です。

今すぐ裏面をチェック!

2019年
10月5日 から

高知県 の
地域別最低賃金は
— minimum wage —

790 時給 円

午後10時～午前5時に
勤務する場合
深夜割増25%を加算

988 時給 円

深夜 時間外 休日 に働くと、割増賃金が適用される場合があります。
詳しくは、連合へご相談ください

『あれ?』と思ったら「**なんでも労働相談ダイヤル**」へ

最低賃金は、
国が法に基づいて定める
賃金の最低額です。

下回ったら法律違反!

会社には、最低賃金以上の賃金を支払う義務があります。
この額を下回ると法律違反となり、労働者は差額を請求することができます。

**都道府県ごとに
毎年見直し!**

**派遣先の
最低賃金を適用!**

派遣で働く方には、派遣元ではなく、派遣先の地域の最低賃金が適用されます。

**業種によってはより高い
最低賃金が適用される場合も!**



い こう よ れん ぎょう に
0120-154-052

祝祭日を除く
平日9:00~17:00
受付中



日本労働組合総連合会高知県連合会(連合高知)
http://www.rengo-kochi.jp

連合高知

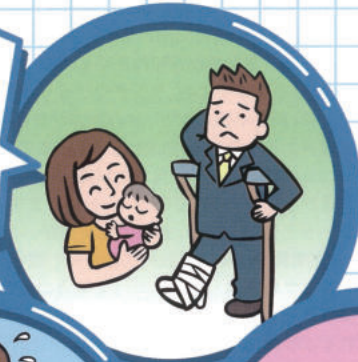
検索

中小企業を応援!

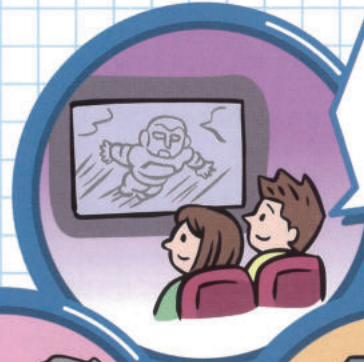
安心の福利厚生で

働くみなさまをサポート

在職中の
生活安定を
目指して



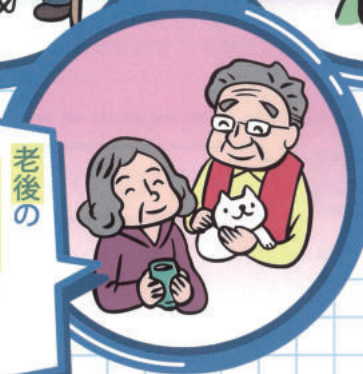
自己啓発と
余暇活動の
充実のために



健康の維持増進を
図るために



老後の
生活安定を
目指して



財産形成のために



応援します!!



クンペル高知イメージキャラクター
「クンペルくん」

会員募集中

会員制の互助組織
「クンペル高知」

加入対象

会員は、高知市と南国市にある従業員300人以下の事業所が対象で、事業所単位の加入とし、事業主と従業員が会員として利用できます。

会費はひとりにつき月額500円

事業主は会員となった月からの会費を事業所でまとめて納入となります。加入の際、入会金がひとりにつき300円必要です(事業主は、入会金の全額と、会費の半額以上を負担することが原則です)。

会費は四国労働金庫、四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、高知県信用農業協同組合連合会(農協)の各支店のご指定口座より、年1回、2回、4回のうち希望回数で、引き落としさせていただきます。

高知県は、ひとつの大家族やき。



困っちゃうことは、何でもいっぺん相談してみいや!



ほいたら、
みんなあで、

いっしょに
考えるきねえ!

使用者相談例

配置転換・出向の拒否、
労働条件の円満な話し合い

労働者相談例

パワハラ、賃金未払い、
賃下げ、サービス残業、解雇

相談受付 8:30~17:15 月~金
(祝日・年末年始を除く)

☎ **お電話で**
088-821-4645



PC・スマホ・携帯の方はメール送信フォームからでも
www.pref.kochi.lg.jp/form/240101/mailform.html



高知県労働委員会

〒780-0850
高知市丸ノ内 2-4-1
県庁北庁舎 4F



URL : www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/240101/

高知県労働委員会



勤労者の森事業

イベント企画：勤労者の森実行委員会
実行委員長 浜田 嘉彦

申込先：(一社)高知県勤労者旅行会
(高知県知事登録旅行業第2-35号)

しもなの郷「学びの森ウォーキング」のご案内

日ごろは、労福協運動へのご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、2019年度勤労者の森事業では、仁淀川町のしもなの郷「学びの森ウォーキング」を開催することになりました。中山間地域の暮らしや森林環境について、学びながらしもなの郷を散策します。

また、仁淀川町で栽培された食材で「コンニャクづくり」「蕎麦打ち」「煎りモチづくり」を体験します。昼食は、ご当地食材をふんだんに使った『田舎料理弁当』をご用意しております。

ぜひ、多くの組合員・ご家族・ご友人をお誘いいただき、ご参加くださいますよう宜しくお願いいたします。(※体験については、事務局にて決めさせていただきます。)



1. 開催日：2019年11月9日(土)
2. 集合場所・時間
○高知市発／ 県民文化ホール前
7：45 集合(時間厳守)
8：00 出発
○高知市着／ 県民文化ホール前 解散
18：00 到着予定
3. 参加費：大 人 1,000円/人
小 人(小学生以下) 500円/人
4. 募集人員：36名
5. 申込方法：裏面申込書に必要事項を記入の上、
(一社)高知県勤労者旅行会までお申込ください。
FAX : 088-824-2843
E-mail : ryokokai@smile.ocn.ne.jp
6. 申込締切：10月25日(金) 17時30分必着
7. 問合せ先：事業内容に関しては、
(一社)高知県労福協
TEL：088-824-3583
8. 雨天時：ウォーキングは中止になります。
悪天候で全行程が中止となる場合は、
事前に各代表者へご連絡いたします。
9. 準備する物：①タオル・ティッシュ・帽子・雨具・
薬・飲み物(おやつ等)・虫除け対策
②山林を歩く服装・長袖・長ズボン
(脱ぎ着できる上着がよい。)
③体験学習で使用するエプロン

※当日徴収いたします。お釣のいらないようご準備ください。

※注意事項：2時間コースのウォーキングとなります。
健脚に自身の無い方は、ご遠慮ください。



勤労者の森実行委員会は、(一社)高知県労働者福祉協議会が企画する「森林に親しみ学び、自然の豊かさを体感する」事業の一つです。これらの事業は、観光ツアーではなく、楽しみながら森林に親しみ、その魅力や不思議さ・大切さを学びながら人と交流する場を持つイベントとして実施しております。



勤労者の森 しもなの郷学びの森ウォーキング 参加申込書

▶ FAX : 088-824-2843 ▶ E-mail : ryokokai@smile.ocn.ne.jp

旅行申込代表者（グループ責任者） ※グループ責任者は参加者の中よりお決め下さい	
フリナガ ① 代表者名	男・女（ ）才
ご住所	
出発当日に、連絡の取れる連絡先（携帯電話番号等）	

	(フリガナ) 参加者名	年齢 性別	ご住所・連絡先
②		()才 男・女	(TEL)
③		()才 男・女	(TEL)
④		()才 男・女	(TEL)
⑤		()才 男・女	(TEL)

旅行条件（要約）

1. お申込み、契約成立：上記申込書に所定事項を記入の上、10月25日（金曜日）までに当社窓口にご持参いただくか、FAX または E-mail にて当社にご送信下さい。契約は勤労者旅行会が契約の締結を承諾し、旅行代金を受理した時に成立するものとします。
2. 旅行日程、代金：別紙記載のコース及び代金となります。現地集合等でバスへご乗車いただかない場合も、減額、返金はありません。
3. 旅行代金に含まれるもの：貸切バス等の交通費、規定のお弁当代(1回)、イベント参加にかかる費用。
4. 旅行代金に含まれないもの：コースに含まれない交通費等（集合、解散場所からのご自宅までの交通費、家用車の駐車料等）、個人的性質の諸費用等。
5. 取消料：契約成立後、お客様の都合により旅行契約を解除される場合、下記期日に取消料が発生します。

取消日	～10月31日まで	11月1日以降
取消料	無 料	全 額

※取消日は下記営業時間内の連絡が基準となります。

6. 旅行条件、代金の基準期日：2018年8月1日現在の有効な運賃、料金、規則を基準とし算出しています。
7. ご注意：お客様のご都合による行程の変更はできません。また交通機関の渋滞等、当社の責に帰すべき事由によらず時間行程等の変更の場合払戻はありません。悪天候等、お客様の責に帰すべき事由によらず旅行サービスの受領が出来なくなった場合、当該旅行サービスに対して取消料、違約料等支払うべき費用を差し引いた金額をお客様に払い戻いたします。ただし、代替サービスの宿泊費、交通費等はお客様のご負担となります。この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び旅行契約が締結された場合は同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

個人情報の取り扱いについて

（一社）高知県勤労者旅行会は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載の個人情報について、お客様との間の連絡に利用させていただくほか、運送機関等、提供するサービスの手配、それらのサービスの受領の為の手続きに利用させていただきます。また勤労者の森実行委員会に所属する団体との間の連絡に利用させていただくことがあります。当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供について、お客様に同意をいただいたものとします。

【イベント企画・お問い合わせ】 一般社団法人高知県労働者福祉協議会「勤労者の森」実行委員会
電 話：088-824-3583

【旅行企画・実施・申込み】 一般社団法人高知県勤労者旅行会 — 高知県知事登録旅行業 第2-35号 —
ファックス：088-824-2843 メールアドレス：ryokokai@smile.ocn.ne.jp
営業時間／月曜日～金曜日 AM9:00～PM5:30（土・日・祝日休業）